

婚外子差別に No! 電話相談・2015



042-527-7870

2015 年 8月27日
4月23日 9月24日
5月28日 10月22日
6月25日 11月26日
7月30日 12月10日

いずれも木曜日

午後2時～8時

2013 年 9 月の最高裁違憲決定を受け、同年 12 月に民法の婚外子相続差別規定が廃止されました。しかし婚外子差別の源であった相続差別が廃止されても、出生届や戸籍の続柄差別記載などの差別法制度はそのまま維持されています。

このため、市区町村議会に対し婚外子差別を国に求める陳情や請願の取り組み、自治体への要請を行っています。これからも差別撤廃に向け運動を続けていきたいと思っています。

「婚外子差別に No! 電話相談」に 2012 年 7 月から、取り組んできました。わからないことや日々の思いなど、気軽にお電話ください!!

差別を受けた方、
お話をお聞かせください!

事実婚をする
には、どうし
たらいいの?

出生届・「嫡出でない子」
の欄にチェックせずに出
したい。
→チェックしないで受理
される方法があります。



子の氏を父の氏に変更して
も、親権は母のままで大丈夫!
→窓口で変更をと言われて
も、変更しないで大丈夫です。

戸籍の続き柄を変更した
のに、前の記載が残って
いて、いや!
→前の記載を消せます。

2004 年 11 月の出生届から、
戸籍の続き柄は全員、長女・
長男になりました。それ以
前の婚外子の戸籍の続き柄
は、女・男から長女・長男
に直せます。

主 催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取次先 FAX & 電話 03-3302-9219 (夜間)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求め 26 年間運動してきた市民グループです。